

告 示

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十八年四月二十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年四月二十六日

埼玉県飯能県土整備事務所長 田 中 勉

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 飯能寄居線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>日高市大字山根字後山一三三〇番 二地先から入間郡毛呂山町大字葛 貫字新田前一〇八番二地先まで</p>		区 間
<p>二四・九二〇 一〇一・〇二一</p>	<p>二四・九二〇 八一・三六</p>	敷地の幅員 (メートル)
<p>三八〇・〇〇</p>		延 長 (メートル)
<p>平成二十三年八月二十六日付け埼玉 県飯能県土整備事務所長告示第二十二号の 道路予定区域の一部変更である。</p>		備 考